

日本企業のための「クロスボーダー・プラクティス」情報

Newsletter No.1 - 2010年7月

LCIA がインド仲裁に特化した規則を制定

【国際仲裁 01】

井口直樹

1 インド企業との国際商事仲裁

インド企業との取引、インドへの投資についての契約交渉で、絶対に見落とせないのが「仲裁（紛争解決条項）条項」です。紛争は、必ず発生します。インドは common law の国ですが、残念ながら裁判に予想をはるかに超える時間がかかるのが現状です。

2 インド仲裁法

1996年インド仲裁調停法（The Arbitration and Conciliation Act, 1996、「インド仲裁法」）は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の制定したモデル法ベースですので、日本仲裁法とも表面上はよく似ています。しかし、インド最高裁は、一般の国際商事仲裁実務とは異なる立場でインド仲裁法を解釈適用している点も多く、一筋縄ではいきません¹。

単純に考えれば、インドを避けて、インド以外の国（例、日本、シンガポール等）を仲裁地にすればよさそうですが、（インドから見て）外国仲裁であっても、インドの裁判所で「取消し」の裁判ができるとした *Venture Global Engineering v. Satyam Computer Services* 事件もあるのです。

3 LCIA インド仲裁規則

ロンドン国際仲裁裁判所（London Court of International Arbitration、LCIA）は、世界的に著名な仲裁機関の1つで、LCIA 仲裁規則（LCIA Arbitration Rules）による仲裁を事務運営しています。今回、インドに関連する仲裁（仲裁地がインドのみならずインド以外の国の場合も含まれます。）についての特別の規則、「LCIA インド仲裁規則（LCIA India Arbitration Rules）」を制定しました（2010年4月17日発効）。国内・国際を区別して異なる仲裁規則を定める仲裁機関はありますが、特定の国に着目した規則を作るのは珍しいことです。

LCIA 仲裁規則と LCIA インド仲裁規則を比べてみると、形式的な変更は多数あるなかで²、特に末尾に追加された 32 条 6 項に特徴があります。

32.6 Where the place of arbitration is not in India, Part I of the Indian Arbitration

¹ まとめたものとして、井口直樹「今後の国際取引実務におけるインド仲裁の重要性」同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー10巻207頁をご参照下さい。

http://www.rcwob.doshisha.ac.jp/review/10_seminar/10_seminar_207.pdf

² LCIA によれば、インド問題以外に、最近の実務の発達を取り入れた修正箇所もあるそうです。

and Conciliation Act, 1996 (No 26 of 1996) is excluded, except sections 2(6), 2(8), 3(2), 4, 5, 7(4), 9, 16, 17, 19(1), 25, 27, 30(4), 31(7), 35 and 36.

上記 *Venture Global* 事件では、「(インド仲裁法) 1 編³は全ての仲裁、全ての手続に適用される。[中略]インド国外で仲裁が行われる場合には、1 編の規定は、当事者が明示又は黙示の合意より 1 編の規定の全部又は一部の適用を排除しない限り適用される」と説示されていました。

ならば、インド以外の国を仲裁地として選択した上で、かつ、インド仲裁法 1 編の適用を排除する「合意」をしておけば、とりあえずインドの独特な解釈からは逃れられそうです。しかし他方で、インド仲裁法を全部排除してしまうと、例えば、9 条で認められた裁判所に対する保全申立て (9. *Interim Measures, etc., by Court.*) 等ができなくなってしまう。そこで、1 編の規定のうち外国当事者にとっても有益な規定を「いいとこどり」して残してこうとしたのが上記 32 条 6 項です。当事者は、LCIA インド仲裁規則の適用について合意することで、LCIA インド仲裁規則 32 条 6 項を通じて「インド仲裁法 1 編の『一部』の適用排除」に合意したことになる、というわけでしょう。

4 日本企業のとるべき対応

LCIA インド仲裁規則を利用すれば、本当にインド独特の実務を回避することができるかどうかは、これからの裁判例によって試されることになるでしょう。しかし、今まで、インド取引・投資への対応に頭を悩ましてきた実務家から見ると、有意義な対応法となる可能性はあります。仮に、LCIA 以外の仲裁機関規則 (例、JCAA 規則、ICC 規則) を利用する場合でも、インド仲裁法の適用を排除する合意をするに際して、LCIA インド仲裁規則の試みは参考になるでしょう。

※次号は、2010 年 5 月 29 日に採択された、新しい国際法曹協会・国際仲裁証拠採用ルール (IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration) について説明します。

ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6036 Japan
<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、
具体的な法的アドバイスではありません。

This newsletter is published as a general service to clients
and friends and does not constitute legal advice.

編集 & 執筆

Editor-in-Chief

井口直樹 (Naoki Iguchi)

naoki.iguchi@amt-law.com

TEL: +81.3.6888.1089

FAX: +81.3.6888.3089

本ニュースレターについてのご質問は
ご遠慮なく上記にお寄せ下さい。

³ インド仲裁法では 1 編が仲裁手続、2 編が外国仲裁判断の執行の規定、3 編が調停、そして 4 編が補則です。